

令和8年度琴平町職員採用試験案内

「小さくても みんなが笑顔で 幸せを感じるまち」をつくるため、私たちと一緒に働きませんか？



〈申込受付期間〉 5月18日（月） ～ 6月12日（金）

〈第1次試験日〉 7月12日（日）

〈採用予定日〉 令和9年4月1日

※採用可能な方は、予定日以前に採用される場合があります。

1 試験区分、採用予定人員、勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定人員	採用時の勤務先及び職務内容
大学卒業 程度	学芸員 (歴史)	1名程度	琴平町に勤務し、町の歴史に関する資料の収集、保管、 展示、研究等の業務に従事します。

2 受験資格

(1) 受験資格は、以下のとおりです。

平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で、学芸員資格を有する者又は令和9年3月31日までに学芸員資格取得見込みの者。

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。

(ア) 日本の国籍を有しない者

(イ) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(ウ) 琴平町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(エ) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法及び内容

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

なお、申込用紙記載事項等に基づき、受験資格の有無等について確認します。

(1) 第1次試験

第1次試験では、筆記試験を大学卒業程度で次のとおり行います。

試験	方法及び内容
教養試験 1時間30分・ 40題	公務員として必要な一般知識（時事、社会・人文、自然）及び一般知能（文章理解、判断・数的推理、資料解釈）について択一式により行います。
性格特性検査 20分・150項目	公務員に求められる資質に関し、性格傾向の面から特徴について択一式により行います。

(2) 第2次試験

第2次試験では、専門試験及び口述試験を行います。

試 験	方 法 及 び 内 容
専門試験	必要な専門的知識及び能力について記述式により行います。
口 述 試 験	面接等により積極性、社会性、責任感、情緒安定性、コミュニケーション能力等人物について試験を行います。

4 試験の日時、場所及び合格者発表

以下の日程です。

日時等 試 験	日 時 ・ 場 所	合 格 者 発 表
第1次試験	令和8年7月12日(日) 試験時間 午前8時50分～午前11時30分頃 場 所 香川県自治会館 又は ホテルマリパレスさぬき (高松市福岡町2丁目)	8月中旬に町役場等に掲示する ほか、合格者に通知します。
第2次試験	日時 別途、町役場より本人に通知します。 場所 琴平町役場	町役場等に掲示するほか、合格者 に通知します。

5 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、令和9年4月1日採用の予定です。

※採用可能な方は、予定日以前に採用される場合があります。

(2) この試験に合格しても、令和9年3月31日までに受験に必要な資格を満たすことができなかった場合は、原則として採用される資格を失います。

また、合格後や採用後に、受験資格がないことや経歴を詐称していたことが判明した場合は、採用を取り消します。

(3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則6ヶ月間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

6 給与及び勤務時間等

(1) 大学卒業後直ちに採用された場合の初任給は、おおむね次のとおりです。

試 験 区 分	給 料 月 額
学芸員	237,600円

職歴を有する者は一定の基準により加算される場合があります。

このほかに期末手当及び勤勉手当が支給され、また、支給要件に該当する者には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

- (2) 勤務は原則として月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。
ただし、部門、職種によっては変則的な勤務をすることがあります。
- (3) 勤務場所は、琴平町役場本庁及び琴平町内に所在する出先機関です。
ただし、業務内容によっては琴平町外で勤務する場合があります。
- (4) 休暇は、年次休暇のほか、疾病等の場合の病気休暇、結婚、忌引、出産等の特別休暇や、育児休業、介護休暇等があります。
- (5) 勤務中及び通勤中の事故によるケガ及び病気について、地方公務員災害補償基金による補償を受けることができます。
- (6) 香川縣市町村職員共済組合及び香川縣市町村職員互助会に加入し、短期給付、長期給付および各種福利厚生を受けることができます。
- (7) 香川縣市町総合事務組合に加入し、退職時には勤続年数及び退職事由に応じて退職手当を受けることができます。

7 受験申込手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、琴平町総務課へ請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「**採用試験申込書類請求（学芸員）**」と朱書きし、返信用封筒（角形2号。180円切手を貼付し、宛先を明記したもの）を必ず同封してください。

(2) 受験申込先及び申込方法

申込みは、申込用紙に必要な事項を記入し受験票に85円切手を貼り、琴平町総務課へ提出してください。申込みの際には、受験票に写真を貼らないでください。

郵便で申込みをする場合は、封筒の表に赤字で「**町職員（学芸員）受験申込書在中**」と書いて、**簡易書留**で郵送してください。

【宛先】〒766-8502 香川県仲多度郡琴平町榎井817番地10 琴平町総務課

受験票は、あとで郵送しますが、**7月2日（木）**までに受験票が到着しないときは琴平町総務課に必ず照会してください。

受験票には最近6ヶ月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向・縦5cm・横5cm以内で本人と確認できるもの）を貼りつけて試験の当日持参してください。

なお、試験の当日、受験票がない場合は受験できません。また、受験票に写真を貼っていない場合も受験できません。

(3) 受付期間

令和8年5月18日（月）から6月12日（金）まで、平日午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。郵送の場合は、**期間内必着**とします。（郵便事故等により不着の場合でも責任を負いません。） 受付期間後はどのような理由があっても、受け付けません。

8 その他

- (1) 試験当日に車椅子の使用を希望するなど受験に際して要望のある場合は、申し込み時に琴平町に

申し出てください。

(2) この試験についての問い合わせは、琴平町総務課（電話：0877-75-6701／FAX：0877-73-2120）でお答えします。

(3) 試験場には受験者用駐車場がありませんので、自動車利用の受験者をご承知ください。

なお、自動車等で送迎される場合は、交通の妨げ、近隣住民の迷惑にならないようご配慮ください。

(4) 第1次試験の択一式試験の採点は、コンピュータにより行いますので、HBの鉛筆とよく消える消しゴムを第1次試験の当日必ず持参してください。

(5) 台風等の災害により日程を変更しなければならなくなった場合など、告知事項がある場合には、下記によりお知らせする予定です。

（第1次試験）香川県町村会ホームページ <http://chousonkai.or.jp/>

（第2次試験）琴平町ホームページ <https://www.town.kotohira.kagawa.jp/>